第14章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

第14章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の14第1項の規定に基づく、準備書についての経済産業大臣の勧告(平成30年4月4日付20170710保第13号)は、次のとおりである。

また、合わせて同条第4項の規定に基づき、送付された兵庫県知事からの意見は、「第13章 13.2準備書についての兵庫県知事の意見及び事業者の見解」のとおりである。

経済産業省

20170710 保第 13 号 平成 3 0 年 4 月 4 日

株式会社神戸製鋼所 代表取締役社長 山口 貢 殿



株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画環境影響 評価準備書」に対する勧告について

平成29年7月10日付けをもって届出のあった、神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の14第1項の規定により審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、同条第4項の規定に基づき、兵庫県知事からの意見の写しを送付するので、 環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価 法第20条第1項の規定に基づく兵庫県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の 12の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意するとと もに、電気事業法第46条の14第2項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査し た結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示 す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。 (別紙)

1. 総論

(1) 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。



- (2) このような国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、自らに加え、共同実施を予定しているグループ会社等を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施すること。
- (3) 本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策 をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等によ る大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の 環境保全措置を適切に講ずること。
- (4) 本事業は、人口密集地であり、かつ、既存の製鉄所及び発電所が存在する地域 において、環境負荷を増大させる事業であること等から、関係する地方公共団体 の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよ う、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

温暖化制約が厳しさを増す中で、長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなり得る石炭火力発電を行うことを社員一人ひとりに至るまで自覚し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づくベンチマーク指標の目標達成及び自主的枠組み全体としての目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

事業の発電技術については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長

級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)の「BAT の参考表」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入するとしていることから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。

② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画 的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。その取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。

現状では目標達成が見込まれる状況であるが、自らがベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、 今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた 場合には、事業者として必要な対策を講ずること。

- ③ 本事業で発電した電力は、自主的枠組み参加事業者である関西電力株式会社 に全量供給することとしていることから、引き続き、自主的枠組み参加事業者 に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ④ 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。
- ⑤ パリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる中で、商用化を前提に、2030年までに石炭火力発電に二酸化炭素回収・貯留(Carbon Dioxide Capture and Storage; CCS)を導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討すること。その上で、地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、将来のCCSの導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二

酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。

⑥ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、 パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国 内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措 置を講ずること。

(2) 大気環境

- ① 対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気環境への影響が回避・低減されるよう、大気環境の状況について、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。
- ② 水銀の大気への排出については、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年環境省令第22号)及び「排出ガス中の水銀測定法」(平成28年環境省告示第94号)を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
- ③ 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
- ④ 継続的な大気環境の改善に向け、地元自治体と密に連携し、現在の環境保 全協定の内容について、本事業計画を踏まえ、実態に即して積極的に見直すと ともに、その遵守のため、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。

(3) 水環境

対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、

水環境の改善が必要な地域であることから、水環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、地元自治体との環境保全協定を遵守すること。
- ② 本発電設備の稼働に伴う放水口からの温排水については、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(4) 廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰は、セメント原料等として全量有効利用する計画であることに鑑み、セメント原料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保すること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。